

## 最近の判例から (9)

### 囲繞地通行権の幅員について

### 建築基準関係法令を斟酌した事例

(東京地判 平一一・七・二七 判タ一〇七七一一二) 倉橋 秀夫

公道に接する土地の共有物分割により袋地となつた土地の囲繞地通行権の範囲(幅員)について争つた事案において、建築基準法令上建物建築に必要な範囲(幅員)の囲繞地通行権を認めると共に、右部分の妨害排除としての建物の一部取壊しと通行妨害禁止を命じた事例(東京地裁 平成一一年七月二七日判決確定 判例タイムズ一〇七七号一二二頁)

所有地が袋地であり、X所有地を介して公道に接する場合の路地状部分の長さが二〇メートルを超えるものであることより、建築基準法四三条一項及び東京都建築安全条例三条一項で要求される幅員を満たすものとして、X所有地東端の幅員三メートルの土地部分を通路とすること等が記載されていた。しかしながら実際には、X所有地上の通路部分は三メートルの幅員を満たすことはなく、人の通行できる程度の幅員のものとして使用が続けられてきた。その後、A所有地及び建物は所

地であり宅地としての効用を全うさせるためには建築関係法令による制限を斟酌すべきである。(2)Y所有建物の老朽化に伴い、延べ面積二〇〇平方メートル超の三世帯住宅を建築する予定であり、かかる場合の建築関係法令の規制から四メートルの幅員が必要なものである、として、幅員四メートルの通路の囲繞地通行権を有することとの確認及びその範囲内にあるXの建物の一部撤去並びにその範囲内の土地の通行権妨害行為の禁止を求める反訴請求があることを認めつつ、その余の部分の通行

権は存在しないことの確認を求めて提訴した。昭和五五年五月、Aがその所有地に建物を新築するに当たつての確認申請書には、(1)A

公道に接する土地をX、A、Bの三名が共有にて相続し、その後其有物の分割により昭和三六年九月、公道に接する部分の土地をXが取得し、Aが公道に接しない袋地を取得した。

平成八年、XはYに対し、現在の通路部分(幅員一・四メートル)について囲繞地通行権があることを認めつつ、その余の部分の通行

権は存在しないことの確認を求めて提訴した(本訴請求)。Xの主張の概要は次のとおりで

### 二 判決の要旨

ある。(1)建築基準関係法令による規定は、公益上の行政目的から建物建築のためその敷地の用法を制限しているもので、囲繞地通行権の決定に直接制約を及ぼすものではない。(2)X所有地とA所有地に共有物分割がなされた時点以後の通路の利用状況から考えれば、共有物分割の前提とされた通路幅は高々二メートル程度であったと考えざるを得ない。(3)Yは接道義務を満たさない土地であることを認識の上極めて安い価格で競落しているものであり、建替えができなくなる不利益を受けることはやむを得ない。

これに対し、Yは、(1)Y所有地は現況が宅地であり宅地としての効用を全うさせるためには建築関係法令による制限を斟酌すべきである。(2)Y所有建物の老朽化に伴い、延べ面積二〇〇平方メートル超の三世帯住宅を建築する予定であり、かかる場合の建築関係法令の規制から四メートルの幅員が必要なものである、として、幅員四メートルの通路の囲繞地通行権を有することとの確認及びその範囲内にあるXの建物の一部撤去並びにその範囲内の土地の通行権妨害行為の禁止を求める反訴請求を提起した。

これに対し裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 共有物分割当時及びその後の経過に関する事実によれば、XとAとの間でA所有地のための通路幅を一メートルとして分割がなされ、これをもつて足りるとする意思であつたと解することはできない。

(2) ①Y所有地は路地状部分が一〇メートル以上ある袋地であり、建築基準法四十三条第一項及び東京都建築安全条例三条によれば、幅員三メートル以上の通路が必要であること、②Y所有地は宅地であり、周囲も木造一般住宅が所在すること等から、右分割の際、Y所有地のために右建築基準法令を満たす幅員の通路について、X所有地に対して囲繞地通行権が発生したと解するものが相当である。

(3) これにより、Xの建物の一部について取壊しの必要が生じるが、X所有地は四二二平方メートル余の広さがあること、囲繞地所有者であるXは分割当時からの所有者であり、X自身が袋地の形成に与っていること等の事情からすると利益較量上不當にXを害するものではない。

(4) また、Yの取得目的は、転売による利益を取得することではなく、自ら及び家族の

居住の目的であることから、Yの主張が権利の濫用になるとはいえない。

しかし、Yの主張する四メートルの幅員確保は、本件の囲繞地通行権が生じた昭和三六年当時、住宅の床面積は通常二〇〇平方メートル以下であったことは周知の事実であること、現在のY所有建物の床面積は一一一平方メートル余であること、幅員を

四メートルとした場合Xは広い範囲に亘り建物等の取壊しを余儀なくされることより、認めるることはできない。

以上より、三メートルの幅員の囲繞地通行権を認め、Xの建物の一部の取壊し及び右部分の通行妨害行為の禁止を命じた。

### 三 まとめ

囲繞地通行権の幅員については、建物につき将来建替えに支障が生じることがあつても、分割当事者がこれを認識し前提として分割した以上、当該当事者及びその承継人は、建築基準関係法令に適合するような通行権を主張することはできないと解されるが（東京地判平二・一一・一九判時一三九三号一〇五頁）、本件の場合は、当事者にこのような事情が認められないことより、建築基準関係法令と囲繞地通行権の幅員の問題として取りあげられ、

現状変更的に建築基準関係法令の要請をみたす三メートルの幅員を認めた判決である。周知の論点であるが、参考となり得るものと考える。